

駐車監視員活動ガイドライン

【滝野川 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道17号	中山道	滝野川6-1先	滝野川6-77先	7:30-22	
2	国道122号～主要 地方道307号～主 要地方道306号	明治通り	滝野川7-49先	滝野川6-1先	7:30-22	
			滝野川3-11先～飛鳥山交差点～滝野川2-4先音無橋交差点の間			
			上中里3-16先都電荒川線梶原駅先～田端新町1-28先の間における北区内の明治通り			
3	都道455号	本郷通り	西ヶ原1-56先	滝野川1-59先飛鳥山交差点	7:30-22	
4	主要地方道58号	尾久橋通り	田端新町1-7先	田端新町1-20先明治通り田端新町一丁目交差点	7:30-22	
5	区道	谷田川通り	滝野川1-47先滝野川一丁目交差点～中里2-16先～田端1-9先の間		7:30-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	紅葉橋通り	滝野川2-23先明治通り滝野川二丁目交差点	王子本町1-8先王子本町三丁目交差点	7:30-22	
2	区道	紅葉小学校通り	滝野川3-66先滝野川病院交差点	滝野川4-10先滝野川四丁目交差点	7:30-22	
3	区道	ゲーテの小径	西ヶ原2-34先本郷通り一理塚交差点	西ヶ原3-31先西ヶ原三丁目交差点	7:30-22	
4	区道	—	西ヶ原3-58先西ヶ原三丁目交差点～西ヶ原4-6先～西ヶ原4-52先～滝野川1-40先～滝野川1-66先明治通りの間		7:30-22	東京外語大跡地周辺道路
5	区道	聖学院前通り	西ヶ原1-23先本郷通り西ヶ原一丁目交差点	中里3-22先	7:30-22	
6	区道	田端高台通り	中里3-22先	田端6-1先東台橋	7:30-22	
7	区道	補助92号	田端5-14先	田端5-10先	7:30-22	
8	都道458号	田端駅前通り	東田端2-20先JR田端駅新田端大橋	田端1-4先	7:30-22	
9	区道	(旧王子街道)	栄町1番先JR東北本線王子第二踏切～上中里2-18先～東田端2-11先東田端1-1先の間		7:30-22	旧王子街道～JR線路沿いの通り
10	区道北580号～ 区道北3015号		田端5-9先	田端2-7先	7:30-22	
11	区道北6号		田端5-2先	田端2-10先	7:30-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺		最重点路線の時間帯と同じ
2	滝野川6, 7丁目全域	7:30-22	違法駐車防止条例重点地区

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線周辺(区道北6号を除く)		重点路線の時間帯と同じ
2	JR田端駅、駒込駅周辺	7:30-22	
3	田端駅下仲通り商店街、東田端1丁目商店街及び周辺	7:30-22	
4	むつみ通り商店街及び周辺	7:30-22	
5	田端銀座商店街及び周辺	7:30-22	
6	霜降橋交差点周辺	7:30-22	